

# 5月の窓口案内

助成や給付、減免措置のほか、生活上での相談など、市役所で受け付け。今月の特別なお知らせを紹介します。

## 国保税の課税・軽減変わります

課税限度額と低所得世帯への軽減判定所得

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)1170

28年度から、国民健康保険税の医療給付費分と後期高齢者支援金分の課税限度額がそれぞれ2万円ずつ引き上げられます(表①)。一方、低所得世帯のための軽減制度は拡充され、昨年度と比べて2割軽減と5割軽減の対象となる所得基準額が引き上げられます(表②)。

表①

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
27年度	52万円	17万円	16万円
28年度	54万円	19万円	16万円
引き上げ額	2万円	2万円	0円

表②

2割軽減	
27年度	所得基準額 (33万円+47万円×被保険者数)
28年度	所得基準額 (33万円+48万円×被保険者数)
5割軽減	
27年度	所得基準額 (33万円+26万円×被保険者数)
28年度	所得基準額 (33万円+26.5万円×被保険者数)

## 国保医療費のお知らせを送付

医療機関を受診した世帯加入者全員の総額が分かります

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)2006

国民健康保険加入者に年6回(奇数月)、医療機関を受診した世帯の加入者全員の医療費の総額が記載された「医療費のお知らせ」を送付します。

これは、実際に掛かった医療費を知ること、健康に関する意識や国民健康保険制度に対する認識を深めてもらうことを目的としています。なお、受診がない場合は送付しません。

## 柔道整復師の施術を受ける人へ

接骨院で保険の使えるものと使えないもの

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)2006

柔道整復施術(接骨院)を受けるときは以下のことに注意してください。

**保険が使えるもの** ①医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲および捻挫など(肉離れを含む)と診断または判断され、施術を受けたとき(骨折と脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要)②内科的要因による疾患ではないもの

**健康保険が使えないもの** ①疲労性・慢性的な要因からくる肩こり、筋肉疲労②慢性病や症状の改善のみられない長期の施術③医療機関(整形外科などの病院)で同じ負傷などを治療中のもの④労災保険が適用となる仕事中や通勤途中での負傷

**治療を受けるときの注意** ①保険対象外の場合があるので、負傷の原因を施術機関に正確に伝える②施術が長期にわたる場合は、内科的要因が疑われるので、医師の診断を受ける③領収書は必ず受け取り保管する

**施術内容などの照会について** 施術日や治療内容について、国民健康保険課から電話または文書で問い合わせる場合があります。負傷部位や施術内容、施術年月日の記録などを保管し、答えられるようにしてください。

## 市立川西病院の出産費用を軽減

初診時選定療養費は1,000円から2,000円に

問合せ 医事課 ☎(794)2321

市立川西病院は、出産費用を4月1日から引き下げ、患者費用負担を軽減しています。

また、他の医療機関からの紹介状を持参せず、直接来院された初診の患者については、初診時選定療養費の負担が必要ですが、開業医との機能分担を明確にするため、5月1日(日)から従来の1,000円(税抜)を2,000円(税抜)に改定します。

このほか、診断書や証明書に関する文書発行手数料の金額を5月1日から改めます。

## 交通遺児激励金の申請

交通事故で保護者を失った小・中学生のいる家庭が対象

問合せ 道路管理課 ☎(740)1184

5月1日(日)現在、市内に居住し、交通事故で保護者(親権者か、親権者がいない場合は監護している人)を失った小・中学生のいる家庭に交通遺児激励金を支給しています。申請は5月16日(月)まで。

## 6月1日から受け付け開始

「若い世代に帰ってきてほしい」。そんな思いから生まれた「親元近居者助成制度」。市内に住宅を取得する場合、住宅取得時の登記費用の一部として、司法書士などに支払った費用に対し、最大20万円を助成します(転居を伴うものに限ります。建て替えのための一時転居は不可)。対象や条件などは下記の通りで、受け付けは6月1日(水)に開始。9月30日(金)締め切りです。

# 親元近居者に助成 登記費用として最大20万円

問合せ 住宅政策室 ☎(740)1200

- 助成の対象者**
- ①29年3月31日時点で18歳以下の子どもと同居している世帯か、母子健康手帳などで出産予定だと証明でき、過去に同助成を受けたことがない世帯
  - ②申請日現在、申請者世帯・その親が市内に住民登録をしていること(申請者の配偶者の親可)
  - ③住民登録により、申請日現在、申請者または申請者の配偶者の親が市内に引き続き10年以上上居していることが証明できること
  - ④市内にマイホーム(自宅)を取得したこと
  - ⑤申請者・同居者が、27年度に住民税を滞納していないこと
  - ⑥地域の自治会の加入に努めること
  - ⑦市内に定住する意思があること
- 対象となるマイホーム**
- ①建築基準法やその他関係法令の基準を満たし(建築後か改築後、検査済証が発行されていること)、新耐震

- 震設計基準以降に建築確認を受けた住宅、または同基準による耐震性が確保されていることが証明できる住宅
  - ②住戸専用面積(壁芯でとった床面積)が、戸建て住宅については87・5平方メートル以上、共同住宅と長屋建て住宅については65平方メートル以上の住宅
  - ③取得した建築物などが申請者の名義(同居世帯員との共有名義可)で27年9月1日(火)から28年8月31日(水)までに、所有権保存登記または所有権移転登記をし、当該登記費用の支払いを既に行っていること
- 申し込み方法**
- 市役所5階の住宅政策室に備え付けの申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、9月30日(金)までに〒666-8501・同室へ持参か郵送してください。郵送の場合は、同日消印有効。
- 申し込みは、1世帯1申請までです。

## すまいの耐震化に補助 子どもの家の建て替えにも利用可

問合せ 建築指導課 ☎(740)1205

補助金額の上限は100万円  
簡易耐震診断の手数料を無料にしました

建替工事費補助<創設しました>

今住んでいる家を安全な住宅に建て替えるための工事費を補助します。補助金額は上限100万円。

対象は①昭和56年5月31日以前に着工された建物で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された戸建住宅②除

却する住宅の所有者またはその2親等以内の親族③新たに建築する住宅の所有者④所得が1,200万円以下のもの  
簡易耐震診断<今年度より無料化>

専門の診断員が住宅の耐震性を診断。対象は①昭和56年5月31日以前に着工された住宅②対象住宅の所有者  
耐震改修工事費補助<継続>

安全な住宅になるための耐震改修工事費を補助します。補助金額は上限30万円(県の補助金額は上限100万円)。対象は①昭和56年5月31日以前に着工された建物で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された戸建住宅②対象住宅の所有者③所得が1,200万円以下の人  
※その他、ベッド設置費補助や県耐震化補助制度などがあります。

